

安平町町民自治推進委員会条例

(逐条解説)

平成26年4月1日施行



安平町町民自治推進委員会条例

(設置)

第1条 この条例は、安平町まちづくり基本条例（平成25年条例第32号。以下「まちづくり基本条例」という。）第37条の規定に基づき、安平町町民自治推進委員会（以下「推進委員会」という。）を置く。

【解説】

◆安平町まちづくり基本条例第37条に規定するこの委員会は、地方自治法第138条の4第3項に定める審議会であり、町長の諮問機関として、まちづくり基本条例と町民参画推進条例の運用及び見直しを主な業務とし、まちづくり基本条例で規定するまちづくりを実現するとともに、町民自治の推進を図るため設置するものです。

(所掌事項)

第2条 推進委員会は、町長の諮問に応じて、次に掲げる事項を調査審議し、答申し、又は建議する。

- (1) まちづくり基本条例の運用状況及び見直しに関する事項
- (2) 町民参画の実施状況及び研究改善に関する事項
- (3) その他町長が特に必要と認める事項

【解説】

◆育てる条例と位置づけられている「まちづくり基本条例」の運用状況や、町政における町民参画を促進するための手続を定められた「町民参画推進条例」の実施状況などを、町民の視点からしっかりチェックするための諮問機関として町民自治推進委員会が設置されます。

[第1号] まちづくり基本条例の運用状況及び見直しに関する事項

まちづくり基本条例は、全9章38条で構成されている非常に範囲の広い条例になっています。

委員会は、この条例が町民、議会、町によって遵守され、実行されているかを確認し、条例の適正な運用を図るものとし、その会議は情報公開条例の規定どおり原則公開とし、会議の概要や答申、建議も公表されます。

[第2号] 町民参画の実施状況及び研究改善に関する事項

町民参画推進条例第12条に委員会の役割を規定していますが、その内容は町民参画の対象としなかったものの緊急性の検証、町民参画の実施状況の評価や制度としての運用状況、条例の見直し等を審議します。

[第3号] その他町長が特に必要と認める事項

社会情勢の変化や住民ニーズ等で町長が必要と認めた事項をその都度審議します。

(組織)

第3条 推進委員会は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する12人以内の委員をもって組織する。

(1) 住民基本台帳より無作為で選ばれた町民のうち委員として選任されることを希望した者

(2) 学識経験者

(3) 地域コミュニティ団体の構成員

(4) 前3号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 委員に欠員が生じた場合は、前任者の残任期間をもって新たな委員を委嘱する。

【解説】

◆自らの意思で積極的に町政に関わりを持とうとする方よりも町政に対して意見を述べる機会が少ない方が多数派であるという現代社会においては、こうした普段意見を述べる機会の少ない多数派の町民（サイレント・マジョリティ）の方の潜在的考え方を、いかに政策に反映させるかが重要な時代になっています。

◆こうした考えに基づき、従来よりも広範に町民を巻き込んでまちづくりを進めるための方法として、第1項第1号では住民基本台帳から無作為に候補者を選定し、これら候補者に通知のうえ、委員として活動することを希望された方を、最終的に委員として委嘱するという新たな手法を取り入れました。

◆まちづくり基本条例や町民参画推進条例の運用がきちんとなされているか、条例を見直す必要はないかなどのチェックを、従来の手法に比べ、より広範な町民から意見をいただくことに期待しているものです。

◆なお、全ての委員を無作為抽出するのではなく、公募ではないものの、第1項第3号の地域コミュニティ団体の構成員は、地域代表としての選考された自らが応募する委員となります。

◆委嘱する委員は、12人以内とし、委員構成等の解説は次のとおりです。

[第1項第1号]

無作為抽出選任委員とは、住民基本台帳から無作為に抽出した多くの町民の中から、委嘱に応じた方をいいます。なお、3号の規定により地域コミュニティ団体から推薦された委員は、比較的高い年齢の方となることが予想されることから、1号の規定で委嘱する方の年齢を満20歳～満69歳（抽出基準日現在）の範囲内とします。

[第1項第2号]

「学識経験者」とは、専門的知識を持ち、審議に適切な意見とアドバイスを与えることができる人いいます。

[第1項第3号]

地域コミュニティ団体の構成員とは、自治会町内会を基本としていますが、代表者に限らず、その構成員を含めて対象としています。各自治会、町内会等の会長に対して町長が推薦を依頼し、それぞれの団体で選出方法が協議され、推薦者が決定されます。

[第1項第4号]

前3号に掲げる方のほか、特に専門知識の有無、年齢構成、男女委員の割合に配慮が必要である場合には、これらを考慮して町長が選任することができることとしています。

[第2項]

任期は、審議の内容が単年度で判断できるものでなく、また時代の推移を把握する必要性から、継続して審議するものであるため、2年としています。

[第3項]

欠員が生じた場合に、新たに委員を任命した時の任期は、前任者の残任期間とする規定です。

(委員長及び副委員長)

第4条 推進委員会に委員長及び副委員長をそれぞれ1人を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、会務を総理し、推進委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

【解説】

◆推進委員会の委員長及び副委員長の選考方法及び職務について定めたものです。

(会議)

第5条 推進委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 推進委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開催することができない。
- 3 推進委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 推進委員会は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明や意見を聴くことができる。

【解 説】

◆推進委員会の開催方法、可決方法について定めたものです。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。ただし、推進委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員に諮ってこれを定める。

【解 説】

◆この条例を施行するに際してその他必要な事項は、町長が規程を定めることとなりますが、委員会の運営に関して、開催時間や開催場所等、委員の仕事等に配慮して委員会自身が定めこととします。

(庶務)

第7条 推進委員会の庶務は、地域推進課において処理する。

【解 説】

◆推進委員会の庶務を担当する事務局は、地域推進課に置くこととします。

安平町町民自治推進委員会の委員の選定方法等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、安平町町民自治推進委員会条例（平成25年安平町条例第35号。以下「条例」という。）第3条第1項第1号及び第3号に規定する安平町町民自治推進委員会の委員（以下「委員」という。）の委嘱に係る選定方法等に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例第3条第1項第1号に基づく委員の選定方法等)

第2条 町長は、条例第3条第1項第1号に規定する委員（以下「1号委員」という。）を委嘱しようとするときは、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条に規定する住民基本台帳に記録されている者の中から、その候補者となる者を無作為の方法により抽出するものとする。

2 前項の規定による無作為の方法により抽出する者の年齢の範囲は、条例第3条第1項第3号に規定する委員（以下「3号委員」という。）の年齢が高齢となる予測に基づき、委員全体の年齢構成を考慮して、抽出する基準となる日現在で満20歳から満69歳までの者とする。

3 町長は、第1項の規定により抽出された者に対して候補者となった旨を通知するものとする。ただし、次に掲げる者が抽出された場合にあっては、その者を候補者から除外するものとする。

(1) 町職員（臨時的任用職員を除く。）である者

(2) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職にある者

4 町長は、前項の通知により当該候補者が1号委員の委嘱に応じたときは、その者を登録し、その中からあらかじめ定めた人数を委嘱するものとする。この場合において、あらかじめ定めた人数を候補者数が超える場合には、抽選により決定するものとする。

5 町長は、任期の途中で1号委員に欠員が生じた場合に係る新たな委員の委嘱にあっては、前各項の規定によらず、条例第3条第1項第4号に規定する委員を委嘱するものとする。

(条例第3条第1項第3号に基づく委員の選定方法等)

第3条 町長は、3号委員を委嘱しようとするときは、町内の自治会、町内会等コミュニティ団体の長に、あらかじめ数を定め、候補者の推薦を依頼するものとする。

2 町内の自治会、町内会等コミュニティ団体の長は、当該コミュニティ団体内で選定方法等の協議を行い、当該団体の構成員の中から候補者を選定し、町長に推

薦するものとする。

3 町長は、町内の自治会、町内会等コミュニティ団体の長から候補者の推薦があったときは、当該候補者にその旨通知し、委員の委嘱に応じた者を3号委員として委嘱するものとする。

4 町長は、任期の途中で3号委員に欠員が生じた場合における新たな委員の委嘱にあつては、第1項から前項の規定によるものとする。

(補則)

第4条 この要綱に定めるもののほか、委員の選定方法に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成26年12月18日から施行する。

安平町町民自治推進委員会条例（逐条解説）

初 版 平成26年 4月 1日

第2版 令和 元年12月23日（改訂）

安平町役場地域推進課

〒059-1931 勇払郡安平町追分中央1番地40

TEL 0145-29-7083

E-mail c-suishin@town.abira.lg.jp